

本資料は、商品の概要を説明したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」等をご確認ください。



## News Release

報道関係者各位  
2015年8月3日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

# マニユライフ生命、 新商品『ラップパートナー』を三井住友信託銀行で発売

～ふやした資産を円で確保、もしくは定期引出が可能な通貨選択型変額終身保険～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、本日より、通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付) ペットネーム『ラップパートナー』を、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長: 常陰 均、以下「三井住友信託銀行」)を通じて販売いたします。

『ラップパートナー』は、外貨で運用してふやした成果を円建てで確保、もしくは、定期的に引き出し使うことができる一時払の通貨選択型変額終身保険で、マニユライフ生命の商品開発力と三井住友信託銀行の運用力を融合した商品です。

保険料を米ドルあるいは豪ドルで運用し、その成果をお客さまのニーズに合わせて2つのタイプから選べる通貨選択型変額終身保険です。一時払保険料を、契約時に適用される積立利率で確実にふやす「定額部分」と投資環境の変化に応じて魅力的な収益の獲得をめざす「変額部分」の2つに分けて運用します。お客さまは、ふえた運用成果を円建てで確保する「ターゲットタイプ」のほか、業界初\*1の、自分のために定期的に引出金を受け取ることができる「定期引出タイプ」の2つからどちらかをお選びいただけます。

マニユライフ生命は、“今日を生きる。明日をひらく。”を新ブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

### 『ラップパートナー』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/individual/goods/wrappartner/>)

#### 1. 自分も楽しみながら、資産をのこせる終身保険

- 一時払保険料は、契約時に適用される積立利率で運用される「定額部分」と、三井住友信託銀行からの助言に基づき、市場環境の変化に対応して運用される「変額部分」\*2に分けられます
- 契約通貨は米ドル・豪ドルからお選びいただけます
- 万一の場合の死亡保障は、基本保険金額が最低保証されます
- 告知なしでご加入いただけます

#### 2. ターゲットタイプ: 目標額をめざして資産をふやし、運用成果を円で確保したい

- 円建ての目標額(円換算一時払保険料の110%~150%の10%刻み、または200%の6段階)をめざして運用されます



- 契約日の1年経過後の契約応当日以降、円建ての目標額に到達した場合、自動的に運用成果が円建てで確保されます\*3
- 目標額に到達しなかった場合でも、最初の積立利率適用期間満了日の積立金額は、定額部分で一時払保険料の100%または110%が最低保証されます\*4

### 3. 定期引出タイプ：資産をふやしながらか定期的に取り取って自分のために使いたい

- 契約日の1年経過後の契約応当日以降、被保険者が生存されている限り、変額部分の積立金から運用実績に応じた定期引出金を毎年受け取れます
- 変額部分の運用成果にかかわらず、最初の積立利率適用期間満了日の積立金額は、定額部分で一時払保険料の105%が最低保証されます\*4

\*1 定額部分・変額部分を併せ持つ終身保険商品で変額部分の運用益に連動した定期引出金機能は業界初。2015年7月当社調べ。

\*2 変額部分は、三井住友信託銀行からの助言に基づいて、資産配分を行います。特別勘定「世界バランス型 SMTB(米ドル・豪ドル)」で運用されます。

\*3 目標額に到達した場合、到達した日の翌日を移行日として円建終身保険へ移行します。契約日から1年以内は、目標額に到達しても、円建終身保険へは移行しません。

\*4 積立利率適用期間は15年です。最初の積立利率適用期間満了日(契約日から15年後)の定額部分の積立金額は、ターゲットタイプでは一時払保険料(契約通貨建て)の100%または110%(契約時にいずれか選択)、定期引出タイプでは一時払保険料(契約通貨建て)の105%を最低保証します。

## マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフのグループ企業です。

マニユライフは、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループです。主にカナダ、米国、アジアを中心に事業を展開し、カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においてはジョン・ハンコックのブランドで事業を行っています。マニユライフは、お客様からの信頼と信用に支えられ、力強さに満ち、明日を切りひらく企業として、お客様のニーズにあったファイナンシャル・ソリューションを提供しています。また、職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数多くのお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供し、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。

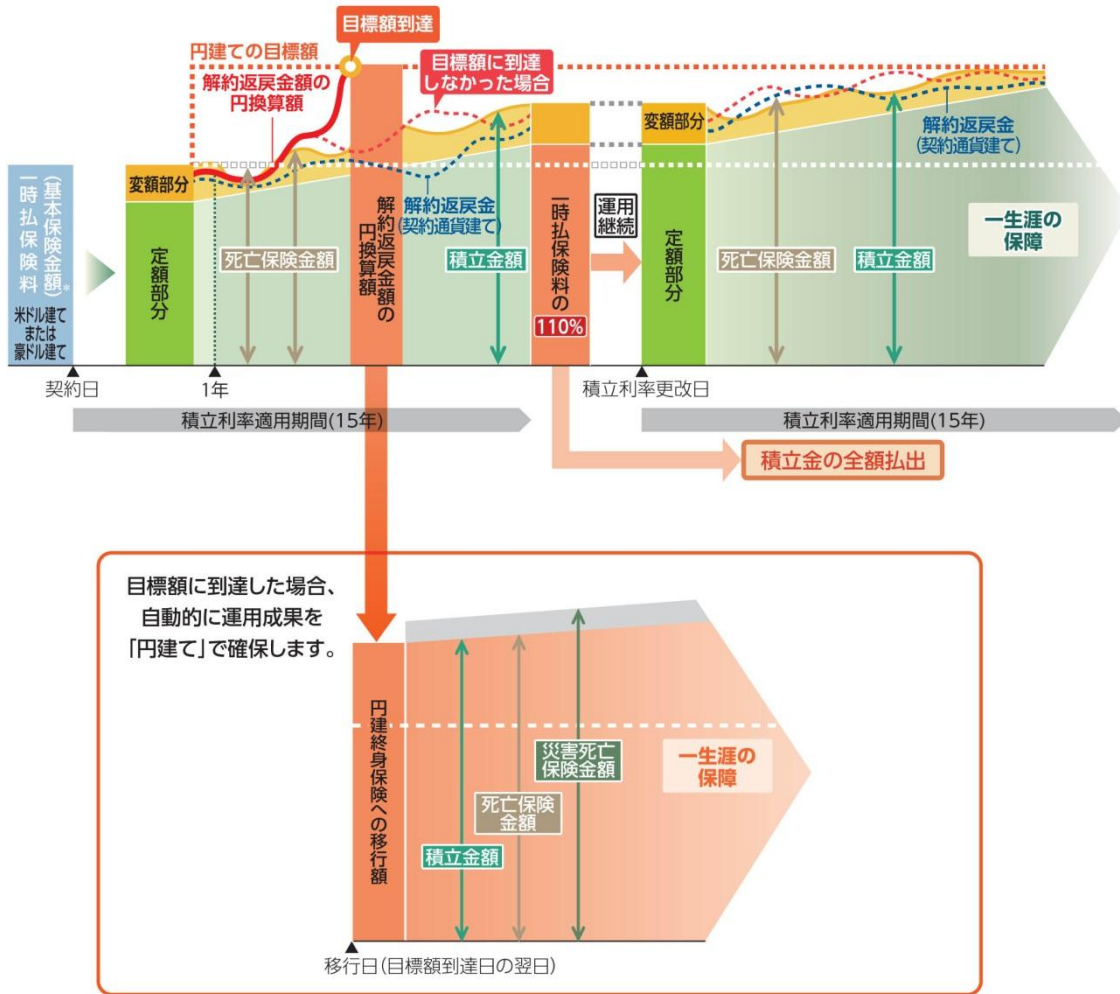
マニユライフおよびその子会社の管理運用資産は、2015年3月31日現在およそ8,210億カナダドル(6,480億米ドル)です。トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト([www.manulife.com](http://www.manulife.com))をご覧ください。



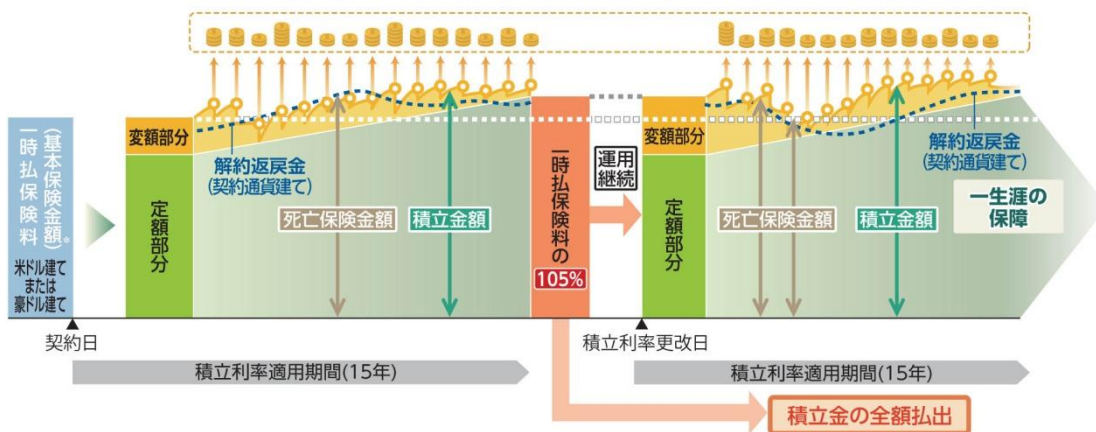
<別紙 1-1>

【イメージ図】

「ターゲットタイプ」(一時払保険料最低保証割合 110%を選択した場合)



「定期引出タイプ」



\*基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額になります。

契約日は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日です。積立利率更改日は、契約日から積立利率適用期間ごとの契約応当日です。

変額部分の積立金は契約日から契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れます。

被保険者が死亡された場合の死亡保険金額は、死亡日における次のいずれか大きい金額(契約通貨建て)となります。基本保険金額、積立金額、解約返戻金額(契約通貨建て)

積立金の全額払出を行った場合、ご契約は消滅します。

※上図は将来の積立金額や解約返戻金額等を保証するものではありません。



<別紙 1-2>

【主な取扱条件】

タイプ	ターゲットタイプ		定期引出タイプ								
一時払保険料最低保証割合	100%	110%	105%								
被保険者の契約年齢	15 歳～80 歳	15 歳～87 歳	15 歳～75 歳								
最低保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 米ドル</td> <td>10,000 豪ドル</td> </tr> </tbody> </table> <p>円で保険料をお払い込みの場合、最低保険料相当額は、100 万円となります。</p>			米ドル	豪ドル	10,000 米ドル	10,000 豪ドル				
米ドル	豪ドル										
10,000 米ドル	10,000 豪ドル										
最高保険料	5 億円相当額										
保険料の払込通貨の取扱単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>円</th> <th>米ドル</th> <th>ユーロ</th> <th>豪ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 円</td> <td>100 米ドル</td> <td>100 ユーロ</td> <td>100 豪ドル</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが 1 米ドル、豪ドルのときが 1 豪ドルとなります。</p>			円	米ドル	ユーロ	豪ドル	10,000 円	100 米ドル	100 ユーロ	100 豪ドル
円	米ドル	ユーロ	豪ドル								
10,000 円	100 米ドル	100 ユーロ	100 豪ドル								
保険料の払込方法	一時払のみ										
積立利率適用期間	15 年										
保険期間	終身										



この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計額になります。そのほか、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いにより費用をご負担いただく場合があります。

●積立利率適用期間中にご負担いただく費用(保険関係費および運用関係費)

- ・定額部分の保険関係費とは、死亡保険金の最低保証のための費用および保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に定額部分の保険関係費をあらかじめ差し引きます。
- ・変額部分における費用

項目	費用	時期
変額部分の保険関係費 〔死亡保険金の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持に必要な費用〕	特別勘定の資産総額に対して 年率 <b>1.85%</b>	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日変額部分の積立金から控除します。
運用関係費 〔特別勘定の運用にかかわる費用〕	特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用*) 年率 <b>0.20%</b>	

\* 上記の管理費用以外に、金融派生商品の取引にかかる費用がかかります。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

●金融派生商品の取引にかかる費用の内訳

①参照指数の助言報酬ならびにレバレッジ取引にかかる費用

これらの合計で、特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約4倍にふやした実質運用資産に対して年率**1.86%以内**

②参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等

実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

●解約時にご負担いただく費用

- ・解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの場合、解約時に以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	この保険の基本保険金額に対して、契約日からの経過年数に応じて、 <b>10.0%~0.7%</b>	解約計算基準日における、定額部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額と変額部分の積立金額を合計した金額から控除します。

※くわしくは、パンフレット「**6. 解約返戻金**」(契約概要)および「**ご契約のしおり/約款**」をご覧ください。

※円建終身保険への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

※円建終身保険への移行後の解約時に解約控除のご負担はありません。

次のページへ続く ➡



●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- ・一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - ・死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - ・次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートをを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、②ないし⑥の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
- ①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合
  - ②「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
  - ③「円支払特約D型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
  - ④「変額部分積立金定期引出特約」および「円支払特約D型」を付加し、定期引出金を円でお支払いする場合
  - ⑤「円支払特約D型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
  - ⑥「目標到達時円建終身保険移行特約」を付加し、円建終身保険への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合
- \*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

	項目	契約通貨	
		米ドル	豪ドル
①	「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート	(契約通貨のTTM)÷ (保険料の払込通貨のTTM-50銭)	
②	「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
③		契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
④	「円支払特約D型」の為替レート		
⑤		契約通貨のTTM-50銭	
⑥	「目標到達時円建終身保険移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM-50銭	

※平成27年8月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



## この保険にはリスクがあります

### ■運用のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって変額部分の積立金額および解約返戻金額等が変動(増減)します。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。なお、この保険の特別勘定は指数連動債券に投資するため、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。



ご注意



### ■解約のリスクについて

- この保険の定額部分は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

### ■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と死亡保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**死亡保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

